

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した学生並びに入学者に対する前橋工科大学同窓会見舞金等の支給に関する内規

(災害見舞金等の支給)

第1条 前橋工科大学同窓会は、同大学の在学生（以下「在学生」という。）又は学資負担者が居住地での災害により被災者となった場合、この内規の定めるところにより、在学生に対し災害見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この内規における被災状況及び被害の判断基準は、別表1のとおりとする。

(災害見舞金等の額)

第3条 災害見舞金等の額は、10,000円とする。

(支給申請)

第4条 災害見舞金等の支給は、在学生からの申請に基づき行うものとする。

2 授業料等減免申請書の提出があったときは、前項の規定による申請があったものとみなす。

(その他)

第5条 災害見舞金等の申請期限は、授業料減免措置の取扱いに準ずる。

附 則

この内規は、平成23年度に限り適用する。

別表1

被災状況	被害の判断基準
家屋の損壊・流失	「り災証明書」その他被災を証明する書類
警戒区域の指定家屋	「り災証明書」その他被災を証明する書類
学資負担者の事業若しくは業務の休廃止、 事業における著しい損失又は失業	「り災証明書」その他被災を証明する書類
学資負担者の死亡	死亡が証明できる書類